

平成 20 年 5 月 14 日

## テラヘルツテクノロジーフォーラム規約

(名称)

- 第 1 条 本会は「テラヘルツテクノロジーフォーラム」(以下「フォーラム」という。)と称する。
- 2 英文名は Terahertz Technology Forum と称する。

(目的)

- 第 2 条 フォーラムは、テラヘルツ技術を早期に普及し応用分野を開拓するため、テラヘルツ技術の更なるレベルアップ、標準化、調査研究、情報の収集、関係機関との連絡調整、普及啓発活動等を行い、もって新産業の創出に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第 3 条 フォーラムは前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) テラヘルツ技術の研究開発
  - (2) テラヘルツ技術に関する標準化
  - (3) テラヘルツ技術とその応用に関する調査研究
  - (4) テラヘルツ技術産業の振興
  - (5) 会員を対象とした研究交流のための定期的会合の開催
  - (6) テラヘルツ技術とその応用に関する関係機関との連絡調整
  - (7) テラヘルツ技術に関する普及啓発
  - (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

- 第 4 条 本会の会員は、フォーラムの趣旨に賛同して次条の入会申込書を提出した次の会員により構成する。
- (1) 一般会員 法人又は団体等
  - (2) グループ会員 年間参加費を納入した個人又は団体等
  - (3) 個人会員 学識経験者等

(入会)

- 第 5 条 本会への参加を希望する者は、入会申込書を提出しなければならない。
- 2 個人会員として参加を希望する者は、入会申込書を提出した後、運営委員会の承認を受けなければならない。

(年会費の納入等)

- 第 6 条 一般会員は、会計年度ごとに年会費を納入しなければならない。年会費は総会において別途定める。
- 2 グループ会員は、会計年度ごとに当該年度フォーラム参加費を納入しなければならない。

- 3 個人会員は、年会費の納入を要しない。
- 4 一般会員およびグループ会員がすでに納入した年会費および参加費は、これを返却しない。

(退会)

第7条 本会からの退会を希望する者は、書面をもってその旨を届け出なければならない。

(除名)

第8条 会員が第1号の事由に該当する場合にあっては、運営委員会の議決により、第2号の事由に該当する場合にあっては、総会の議決により、当該会員を除名することが出来る。但し、当該会員に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 会費を1年以上納入しない場合
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は秩序を乱した場合

(役員)

第9条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名

(役員選任等)

第10条 役員は、総会において会員の中から選任する。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代行する。
- 4 監事は、本会の運営全般を監査する。
- 5 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- 6 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

第11条 本会は顧問を置くことが出来る。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。

(特別会員)

第12条 会長は、フォーラムの事業を行うため、特に必要と認めるものに対し特別会員として参加を求めることが出来る。

(総会)

第13条 総会は、会長が招集し、会員及び特別会員をもって構成する。

- 2 総会は委任状による出席も含めて、持票総数の2分の1以上の会員の出席がなければ、開催することが出来ない。
- 3 総会の議長は、会長が行う。
- 4 総会の議事は、出席した会員の持票総数の過半数の同意をもって決し、賛否同数の時は、議長の決するところによる。

- 5 会員の持票は附則に定める。
- 6 総会は、この規約で別に定めるものの他、次の事項を議決する。
  - (1) 本規約の改正
  - (2) 事業計画及び収支予算
  - (3) 事業報告及び収支決算
  - (4) その他フォーラムに関する重要事項
- 7 総会は必要に応じて、書面又は E メールによる総会とすることが出来る。

(委員会)

第 14 条 本会の下に運営委員会、総務委員会及び企画委員会を置く。また、その他必要に応じて委員会を設置する事ができる。

- 2 運営委員会は、運営委員をもって構成し、運営委員は、総会の同意を得て、会員又は特別会員の中から会長が委嘱する。運営委員会に委員長を置き、会長が委嘱する。運営委員会は、次の事項を議決するため、必要に応じて随時開催する。

- (1) 総会に提出すべき事項
- (2) 総会から委任された事項
- (3) 会長が特に必要と認めた事項
- (4) 本会の事業の執行方法の細則に関する事項

運営委員会の運営に必要な事項は、運営委員会が決定する。

- 3 総務委員会は、総務委員をもって構成し、総務委員は、運営委員会の同意を得て、会員または特別会員の中から会長が委嘱する。総務委員会に委員長を置き、会長が委嘱する。総務委員会は、次の事項を議決するため、必要に応じて随時開催し、議決事項を運営委員会に報告する。

- (1) 本会の総務に関する事項
- (2) ニュースの発行、ホームページの公開等に関する事項
- (3) 運営委員会から委任された事項
- (4) 会長が特に必要と認めた事項

総務委員会の運営に必要な事項は、総務委員会が決定する。

- 4 企画委員会は、企画委員をもって構成し、企画委員は、運営委員会の同意を得て、会員または特別会員の中から会長が委嘱する。企画委員会に委員長を置き、会長が委嘱する。企画委員会は、次の事項を議決するため、必要に応じて随時開催し、議決事項を運営委員会に報告する。

- (1) 講演会、シンポジウム、セミナー等の開催に関する事項
- (2) 運営委員会から委任された事項
- (3) 会長が特に必要と認めた事項

企画委員会の運営に必要な事項は、企画委員会が決定する。

- 5 必要に応じてその他の委員会を、総会の同意を得て設置する事が出来る。委員は、運営委員会の同意を得て、会員または特別会員の中から会長が委嘱する。委員会に委員長を置き、会長が委嘱する。委員会は、必要に応じて随時開催し、議決事項を運営委員会に報告する。委員会の運営に必要な事項は、それぞれの委員会が決定する。

- 6 各委員会の委員の任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。

(幹事会)

- 第 15 条 会長を補佐するため、本会に幹事会を置くことが出来る。
- 2 幹事会は、会長、副会長、運営委員長、総務委員長、企画委員長、その他の委員長、および会長が委嘱した会員あるいは特別会員によって構成される。

(事務局)

- 第 16 条 本会に事務局を置く。
- 2 本会の事務局は、京都大学大学院理学研究科物理学第一教室光物性研究室および、株式会社テクノバとする。

(経費)

- 第 17 条 本会の運営上必要な経費は、年会費、寄付金及びその他の雑収入をもって充てる。
- 2 本会の事業の一環として研究開発を行う場合の費用は、前項の経費とは別に研究開発に参加する会員から分担金を徴収する。

(会計年度)

- 第 18 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

附則 (平成 15 年 10 月 1 日認可)

- 1 この規約は、設立の日 (平成 15 年 10 月 1 日) から施行する。
- 2 本会の設立年度の役員の任期は、この規約第 10 条の規定にかかわらず、設立の日 (平成 15 年 10 月 1 日) に始まり平成 16 年 3 月 31 日に終わる。
- 3 本会の設立会計年度は、この規約の第 18 条の規定にかかわらず、設立の日 (平成 15 年 10 月 1 日) に始まり平成 16 年 3 月 31 日に終わる。

附則 (平成 16 年 5 月 10 日認可)

- 4 第 16 条の一部改正を、平成 16 年 5 月 10 日より施工する。

附則 (平成 17 年 5 月 10 日認可)

- 5 第 9 条、第 10 条、第 14 条、第 15 条および第 16 条の一部改正を、平成 17 年 5 月 10 日より施行する。

附則 (平成 18 年 5 月 10 日認可)

- 6 一般会員の持票は、一口での加入の場合は 5 票、二口以上の場合は 10 票とする。個人会員の持票は 1 票とする。
- 7 第 4 条の一部改正を、平成 18 年 5 月 10 日より実施する。

附則 (平成 19 年 5 月 23 日認可)

- 8 グループ会員の持ち票は、一般会員の持ち票と同等とする。
- 9 第 4 条および第 6 条の一部改正を、平成 19 年 5 月 23 日より実施する。